

# アフリカ知的所有権機関 (OAPI) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	.....	附属書 OA. I
委 任 状	.....	附属書 OA. II

略語のリスト

- BAR : アフリカ知的所有権機関を設立する1977年3月2日のバングイ協定の改正に関する協定
- BAR I : 同協定附属書 I, 特許
- BAR II : 同協定附属書 II, 実用新案
- AI : 同協定に基づく実施細則
- RR : 1970年7月権利の回復に関する規則
- RHCA : 上級審判廷の組織と機能に関する規則

指定（又は選択）官庁 OA	アフリカ知的所有権機関 (OAPI) 国内段階に入るための要件の概要	概要 OA
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	英語又はフランス語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書  PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料	通貨：CFA（アフリカ財政共同体）・ フラン・BEAC（アフリカ諸国銀行）(XAF) 特許 実用新案 出願手数料 <sup>1</sup> …………… XAF 225,000 XAF 20,000 優先権を主張するための手数料： 主張される優先権ごとに <sup>2</sup> …………… XAF 63,000 XAF 25,000 公開手数料 <sup>2</sup> …………… XAF 365,000 XAF 30,000  10個を超える各請求の範囲 についての手数料 <sup>2</sup> …………… XAF 45,000 XAF 40,000  明細書及び図面の受諾手数料： <sup>2</sup> －11枚から20枚 …………… XAF 120,000 なし －21枚から30枚 …………… XAF 300,000 なし －31枚から40枚 …………… XAF 600,000 なし －40枚を超える10枚ごとに …………… XAF 80,000 なし  第2年分の年金 <sup>3</sup> …………… XAF 220,000 XAF 20,000 第3年分の年金 <sup>3</sup> …………… XAF 220,000 XAF 35,000	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 支払は、PCT第22条又は第39条(1)に基づく期限から6箇月以内である。
- 3 PCT第22条に基づき新たな期間が適用されるので、この手数料の支払に適用される期間については国内官庁に確認されたい。

OA アフリカ知的所有権機関 (OAPI) (続き) OA	
国内手数料の免除, 割引又は払戻し	なし
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>4</sup>	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には, 発明者の氏名及びあて名<sup>5</sup></p> <p>出願人がOAPIの締約国に居住していない場合には, 代理人の選任</p> <p>英語又はフランス語による優先権書類の翻訳文<sup>6</sup></p> <p>出願人が同一でない場合は, 先の出願の譲渡書類<sup>5</sup></p>
誰が代理人として行為できるか?	OAPIに対し業として手続をとるために登録された弁理士又は弁護士
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。

4 特別の要件の一覧については, 引き続き国内官庁の確認を要する。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば, この要件を満たすことができる。

6 関連する発明の特許性を決定することに優先権の有効性が関与している場合。

## 国内段階の手続

### OA. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

### OA. 02 手数料（支払方法）

概要及び本編に表示する手数料の支払方法は附属書OA. I に概説されている。

BAR I Art. 11(c)  
AI Sec. 108

### OA. 03 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書OA. II に掲載されている。

BAR I Art. 35  
36

### OA. 04 年金

年金は国際出願日の最初の応答日に続く各年に対し支払わなければならない。2年目及び3年目の年金の支払期日については概要を参照されたい。その後の各年の年金の支払は、国際出願日の各年の対応日までに前払しなければならない。支払期日の後6箇月以内は、遅延支払のための割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書OA. I を参照されたい。

PCT Art. 28  
41

### OA. 05 出願の補正及びその時期

出願の主題を拡張しないことを条件として、出願人は次のいずれか遅い時まで、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。

(i) PCT第22条又は第39条(1)の規定に基づく当該期間から6箇月以内

(ii) OAPIが特許を付与する旨の最終決定まで

補正書は用紙の差替えの方法によらなければならない、附属書OA. I に示された額の手数料の支払を条件とする。

PCT Art. 25  
PCT Rule 51  
BAR Art. 16  
RHCA Art. 8

### OA. 06 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、OAPIが受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対する審判を決定書の受領日から1箇月以内に請求することができる。審判手数料（附属書OA. I 参照）は申立と同時に支払わなければならない。OAPIの上級審判委員会は審判請求について決定する。

PCT Art. 24(2)  
48(2)  
BAR Art. 16  
RHCA Art. 9  
RR Art. 2

### OA. 07 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。出願人が状況によって必要とされる注意義務をすべて果たしたにもかかわらず、PCT第22条又は第39条に基づく国内段階移行のための期間を遵守することができなかった場合、出願人は自己の権利の回復を請求することができる。同様に、出願人が自己の責に帰すことができない理由によって年金の支払期間を遵守することができなかった場合、出願人は期間満了後遅くとも24箇月以内に、自己の権利の回復を請求することができる。

PCT Art. 4(3)  
43  
BAR I Art. 8  
BAR II Art. 5(2)  
13(4)

### OA. 08 実用新案

OA. 11に述べられている事項を条件として、出願人が国際出願に基づいて特許に代えて実用新案の取得を求める場合は、その旨が出願時に国際出願中（願書第V欄）に記載されていなければならない。

BAR II Art. 14

OA. 09 国内段階における要件は、実用新案についての手数料を支払わなければならないことを除き、基本的に特許に関する要件と同様である。

OA. 10 OA. 08に述べられている場合は次の事項が適用される。

(i) 国際出願が単一の主題に限定されていない場合には、出願がその理由によって現状では許可されない旨のO A P Iからの通知の日から少なくとも6箇月が経過する前に、出願人は出願を国際出願日の利益を享受する適正な数の出願に分割しなければならない。

PCT Art. 7(2)(ii)  
PCT Rule 7.2  
BAR II Art. 10(d)(ii)  
11(1)  
17(1)

(ii) 国際出願が図面を含んでいない場合、出願人はO A P Iから通知があった日から2箇月以内に図面を提出しなければならない。特許を求める国際出願が実用新案を求める出願に変更される場合（次段落参照）には、図面は出願変更の請求とともに提出しなければならない。

#### OA. 11 出願変更

特許を求める国際出願は、出願人が概要に記載されている特許出願の国内段階へ入るための要件を満たした後に実用新案出願に変更することができる。出願変更は附属書OA. I に示されている出願変更手数料を支払わなければならない。次の2項目の最初の1つが発生するまで請求することができる。

(i) O A P Iによる出願（特許を目的とする）を拒絶する旨の通知から30日が満了する期間

(ii) 国際出願日から4年又は特許の付与から3年のいずれか遅く満了する期間

BAR II Art. 13

出願人が実用新案出願への変更請求を妨げられた正当な理由を提示することを条件として、変更請求の期間は請求に基づき60日まで延長される。この60日の期間が経過する前に更に2回の60日の延長を請求することができる。ただし、出願人は、変更請求が妨げられた正当な理由を提示しなければならない。

## 手 数 料

(通貨：CFA・フラン)

## 特 許

出願手数料	225,000
公開手数料	365,000
明細書及び図面の受諾手数料：	
－11～20枚	120,000
－21～30枚	300,000
－31～40枚	600,000
－40枚を超える10枚ごとに	80,000
10個を超える各請求の範囲についての請求の範囲手数料	45,000
主張される1件又は複数件の各優先権主張についての手数料	63,000
年 金：	
－第2年～第5年，各年	220,000
－第6年～第10年，各年	375,000
－第11年～第15年，各年	500,000
－第16年～第20年，各年	650,000
年金遅延支払の追加手数料	70,000
願書，明細書，請求の範囲，要約若しくは図面の内容の補正又は誤りの訂正手数料	40,000
権利の回復手数料：	
(a) 優先権の主張に関して：	
－代理人の責に帰する場合	650,000
－出願人の責に帰する場合又は他の状況による場合	375,000
(b) 所定の期間内の年金の不払による消滅の場合：	
－代理人の責に帰する場合	650,000
－出願人の責に帰する場合又は他の状況による場合	375,000
不服申立手数料	960,000

## 実用新案

出願手数料	20,000
公開手数料	30,000
主張される1件又は複数件の各優先権主張についての手数料	25,000
特許から実用新案への変更手数料	81,000
明細書若しくは図面の内容の補正又は誤りの訂正手数料	18,000
実用新案出願を所定期間内に完備させるための手数料	11,000
所定期間内に主張されなかった優先権に関する回復手数料：	
－代理人の責に帰する過失	260,000
－出願人又はその他の事情に帰する過失	100,000

## 手数料支払の方法

OAP Iに対する手数料はCFA・フランによって支払わなければならない。手数料は現金、銀行小切手、銀行振替、預金口座、為替、郵便為替、電文により支払うことができる。すべての手数料の支払には出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）を表示しなければならない。銀行振替は次のOAP I口座に対して行わなければならない。

銀行名 AFRILAND FIRST BANK, Yaoundé  
IBAN CM21 10005 00001 00118361001 47  
SWIFT CCEICMCX

銀行名 BGFI BANK, Yaoundé  
IBAN CM21 10035 01200 50001646011 90  
SWIFT BGFICMCX

銀行名 UBA CFA, Yaoundé  
IBAN CM21 10033 05207 07003000016 87  
SWIFT UNAFCMCX

銀行名 SCB CAM, Yaoundé  
IBAN CM21 10002 00031 09212713150 42  
SWIFT CRLYCMCXXX

銀行名 SGBC, Yaoundé  
IBAN CM21 10003 00200 29009003489 14  
SWIFT SGCMCMCX

銀行名 BICEC, Yaoundé  
IBAN CM21 10001 06860 12301560000 43  
SWIFT ICLRCMCX

銀行名 ECOBANK, Yaoundé  
IBAN CM21 10029 26011 01300051802 12  
SWIFT ECOCCMCX

銀行名 ECOBANK, Douala  
IBAN CM21 10029 00001 01300051801 31  
SWIFT ECOCCMCX

**POUVOIR DE MANDATAIRE****POWER OF ATTORNEY**

Je(Nous) / I(We)

autorise(autorisons) par la présent / do hereby authorize

à me (nous) représenter en qualité de / to represent me (us)  
déposant(s), titulaire(s) de brevet ou de modèle d'utilité / patent applicant(s) or utility model  
proprietor(s)

Intitulé :

A agir en mon(notre) nom dans toutes les procédures auprès de l'Organisation Africaine de la  
Propriété Intellectuelle pour tout ce qui concerne le dépôt de demande de brevet ou de modèle d'utilité  
ou en ce qui concerne un brevet délivré ou un modèle d'utilité enregistréto act for me(us) in all proceedings before the African Intellectual Property Organization concerning  
application of patent or utility model or granted patent or registered utility modelA encaisser tout versement en mon(notre) nom  
To receive payments on my(our) behalfLe pouvoir peut être délégué.  
Substitute powers of attorney may be givenPar la présente, je révoque (nous révoquons) tous les pouvoirs concernant la (les) demande(s) ou  
le(les) brevet(s) modèles d'utilité ci-dessus.  
I(We) hereby revoke all previous powers of attorney in respect of the above applications or patents or  
utility models.

Lieu / Place

Date / Date  
21/11/1999

Signature(s) / Signature(s)

Prière aussi de dactylographier le(s) nom(s) du (des) signataire(s)  
Please also indicate by typewriter the name(s) of signatory(ies).